

宿泊税  
特別徴収事務の手引



(令和8年) 2026年2月

洞爺湖町

# 目次

## 第1章 宿泊税について

- 1 宿泊税の目的と用途 . . . . . 1
- 2 宿泊税の徴収方法 . . . . . 1
  - (1) 特別徴収制度 . . . . . 1
  - (2) 特別徴収義務者 . . . . . 2
  - (3) 北海道宿泊税の賦課徴収の委任 . . . . . 2

## 2章 宿泊税のしくみ

- 1 宿泊税の手続きの流れ . . . . . 2
- 2 課税客体・納税義務者 . . . . . 3
  - (1) 宿泊施設 . . . . . 3
  - (2) 宿泊 . . . . . 3
  - (3) 宿泊者 . . . . . 3
- 3 税額 . . . . . 6
- 4 宿泊料金 . . . . . 6
- 5 課税免除 . . . . . 11

## 第3章 特別徴義務者の登録・変更等

- 1 特別徴収義務者の登録 . . . . . 13
- 2 特別徴収義務者の登録事項の変更 . . . . . 13
- 3 経営の休止・再開・廃止 . . . . . 14

## 第4章 宿泊税の申告納入

- 1 申告納入 . . . . . 14
  - (1) 申告納入期限 . . . . . 14
  - (2) 宿泊税納入申告書 . . . . . 15
  - (3) 宿泊税納入書 . . . . . 15
- 2 納入義務の免除・還付 . . . . .
  - (1) 納入義務の免除 . . . . . 15
  - (2) 還付 . . . . . 16

(3) 申請の手続	・・・・・・・・	16
3 更正の請求		
(1) 更正の請求ができる期間	・・・・・・・・	16
(2) 請求の手続	・・・・・・・・	16
4 電子申告・電子納付	・・・・・・・・	16

## 第5章 適正な申告納入のために

1 納税管理人	・・・・・・・・	17
(1) 納税管理人の申告	・・・・・・・・	17
(2) 納税管理人の変更等	・・・・・・・・	17
2 帳簿の記載、保存		
(1) 帳簿とは	・・・・・・・・	17
(2) 書類とは	・・・・・・・・	18
3 調査	・・・・・・・・	18
4 更正・決定	・・・・・・・・	18
5 加算金	・・・・・・・・	19
(1) 過少申告加算金	・・・・・・・・	19
(2) 不申告加算金	・・・・・・・・	19
(3) 重加算金	・・・・・・・・	19
6 延滞金	・・・・・・・・	20
7 罰則等・滞納処分	・・・・・・・・	20
8 不服申立て	・・・・・・・・	21
(1) 審査請求の対象となる処分	・・・・・・・・	21

## 第6章 その他

1 領収書への表示	・・・・・・・・	22
2 特別徴収事務交付金	・・・・・・・・	23

# 第1章 宿泊税について

## 1 宿泊税の目的と使途

宿泊税は、洞爺湖町の美しい景観と環境を保全し、豊富な資源を活用して地域の魅力を高めるとともに、持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるために導入した法定外目的税です。

宿泊税の収入については、次の施策に活用されます。

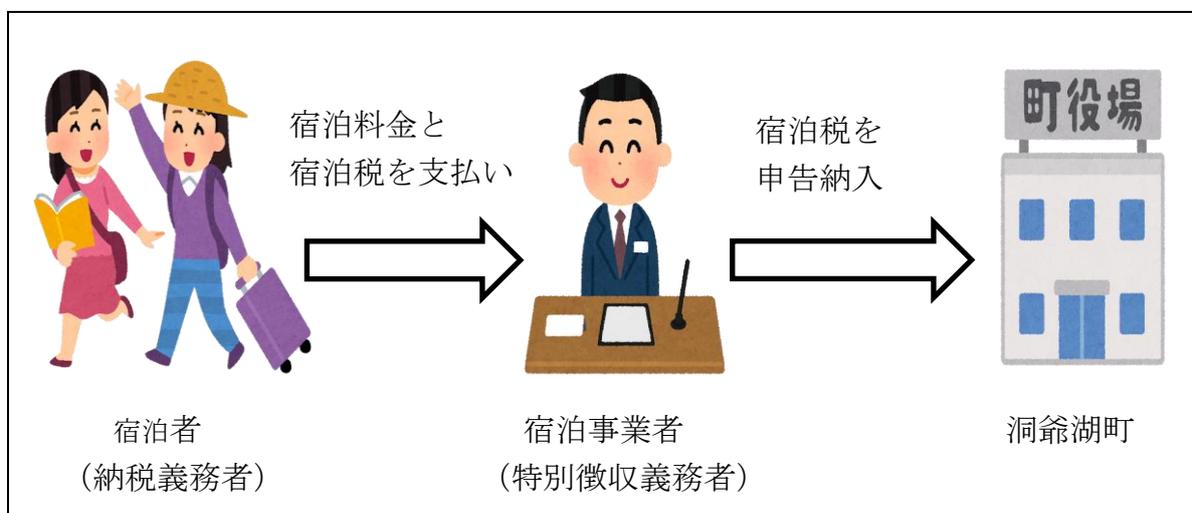
- 地域に潜在する観光コンテンツの磨き上げ
- 観光サービスと観光インフラの充実と強化
- 災害やパンデミック等への備え

## 2 宿泊税の徴収方法

### (1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、洞爺湖町内に所在する、旅館業法の許可を受けて営業を行う、旅館、ホテル、簡易宿所、又は住宅宿泊事業を営む住宅（以下、これらを「住宅宿泊施設」といいます。）の宿泊者ですが、洞爺湖町が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設の経営者が宿泊税を徴収し、洞爺湖町に申告と納入をしていただくこととしています。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、宿泊者（納税義務者）が宿泊税相当額を未払いであっても、課税対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額の申告と納入をしていただく必要があります。



## (2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、旅館業法の許可を受けた方及び住宅宿泊事業法の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）が該当します。ただし、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などには、その方を洞爺湖町が特別徴収義務者として個別に指定する場合があります。

また、特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告、納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う義務があります。

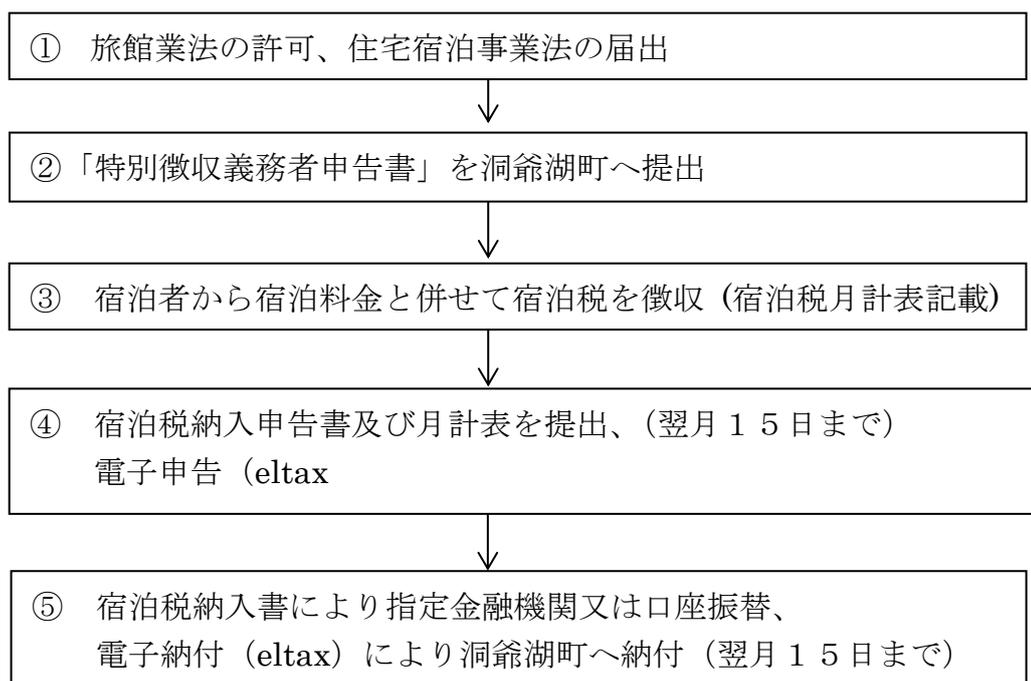
## (3) 北海道宿泊税の賦課徴収の委任

北海道では、北海道宿泊税条例に基づき宿泊税（以下「道宿泊税」といいます。）を課税しますが、洞爺湖町内で課税される宿泊税については、地方税法の規定に基づき、洞爺湖町が北海道の賦課徴収に係る事務処理を行うことに同意しています。

特別徴収義務者には、洞爺湖町宿泊税と併せて道宿泊税の申告納入をしていただき、洞爺湖町から北海道へ道宿泊税を払い込みます。

# 第2章 宿泊税のしくみ

## 1 宿泊税の手続きの流れ



## 2 課税客体と納税義務者

宿泊税の課税の対象となる行為「課税客体」は宿泊施設への「宿泊です。」

宿泊税は、令和8年（2026年）4月1日（洞爺湖町宿泊税条例施行日）以後の宿泊施設への「宿泊」に対し、その宿泊者（納税義務者）に課税されます。

※令和8年4月1日以前に予約があった場合でも、4月1日以降の宿泊分から、宿泊税が課税されます。

※連泊の場合は、令和8年4月1日宿泊分から、宿泊税が課税されます。

### (1) 宿泊施設

宿泊施設とは、旅館業法第2条第1項に規定する旅館、ホテル営業、簡易宿所営業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）に係る施設及び住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅です。

### (2) 宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであること。

② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの。

※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税となります。

### (3) 宿泊者（納税義務者）

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊した者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が納税義務者となります。

## 【課税対象の判断の事例】

例1 事前に宿泊契約をしたうえで、午前0時を超えてチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れてチェックインの予定日が翌日となった場合など）

→ その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば、課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝となったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは、この限りではありません。

例2 客室を日帰りで利用するいわゆるデイクースの場合

→ 日をまたぐ利用ではないので課税対象とはなりません。ただし、宿泊施設がその利用料金を、契約上、宿泊料金として取扱う場合は、課税対象となります。

例3 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

→ 日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用の時間を含みます。）があった場合は、宿泊とみなし、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、その利用が「日をまたぐ6時間以上の利用」であるかどうかで宿泊の判断を行います。

例4 実際の宿泊を伴わない行為、ホールドルーム、キープルームなどの場合

→ ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象となりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により、宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。このような場合において、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。

(例) 定員5名の部屋を3日間確保し、宿泊が下表のとおりの場合。

	宿泊者数	料金	宿泊税
1日目	0人	50,000円(利用料金)	(◎参照)0円
2日目	5人	50,000円(宿泊料金) ※1人あたり10,000円	(300円×5人) <b>1,500円</b> ※町税200円+道税100円
3日目	2人	50,000円(宿泊料金) ※1人あたり25,000円	(700円×2人) <b>1,400円</b> ※町税500円+道税200円
宿泊税額			宿泊者7人 2,900円

◎1日目については、宿泊行為がなく「利用料金」として取り扱っているため、宿泊税は課税されません。

例5 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

→ 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合は、宿泊税の課税対象となります。ただし、寝具の追加がなく宿泊料金がかかっていない場合(添い寝の場合など)は宿泊税は課税されません。

注1 町宿泊税は小学生以下は課税免除ですが、道宿泊税は課税されますので、ご注意ください。

例6 ウィークリーマンション等の場合

→ ウィークリーマンションと称される短期賃貸住宅については、賃貸借契約による利用で、洞爺湖町宿泊税条例に定める宿泊にあたらぬ場合は、課税対象となりません。

例7 キャンセルをした場合

→ 宿泊行為がないため、課税されません。

※キャンセル料が発生した場合、キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は課税対象となりません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は課税対象となります。

## 2 税額

宿泊税の税額は、宿泊者1人1泊につき、次のとおりです。

宿泊料金	税率	税額	
		町宿泊税率	道宿泊税率
2万円未満	300円	200円	100円
2万円以上5万円未満	700円	500円	200円
5万円以上	1,500円	1,000円	500円

## 3 宿泊料金

宿泊料金とは、食事代や消費税を除き、サービス料等を含んだ金額をいいます。

### 【宿泊料金に含まれるものの例】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの。

- ・清掃代、寝具使用料、寝衣代、サービス料、奉仕料、入浴代
- ・宿泊補助金や宿泊助成金等、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額 等

### 【宿泊料金に含まれないものの例】

宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊料金から控除します。

- ・食事代
- ・遊興費
- ・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・自動車代、たばこ代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等
- ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 等

## 【宿泊料金判断の事例】

### 例1 各種宿泊プラン（食事やその他サービス付プランなど）における宿泊料金

→ 宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。

※無料で食事が提供される場合は、食事料金相当額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

※エステや宴会、外部施設利用等のプラン付宿泊については、宿泊以外のサービスに係る対価を除外した金額を宿泊料金とします。

### 例2 企画旅行、手配旅行における宿泊料金

→ 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設の契約により定められている、1人あたりの金額を宿泊料金とします。

→ 手配旅行については、宿泊者と宿泊施設が契約した1人あたりの金額を宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取り扱い手数料を、この宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。

### 例3 補助金・助成金等（第三者からの支払い）があった場合における宿泊料金

→ 補助金・助成金など宿泊料金以外の名目で、宿泊施設に対し第三者から支払いがある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した金額を宿泊料金とします。この場合、宿泊者が支払う宿泊料金が0円であったとしても、宿泊料金は発生するため、宿泊税は課税となります。

なお、補助金・助成金などが宿泊の対価として支払われるものではない場合は、宿泊料金に含みません。

例4 宿泊料金の割引・優待等やポイント等で支払いがあった場合の  
宿泊料金

→ 宿泊施設が独自のサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。割引後、宿泊料金が0円となる場合（無料宿泊券や宿泊施設発行ポイント全額で支払った場合など）は、宿泊税が課税されません。

ただし、旅行会社やクレジットカード会社が旅行者にポイントを付与し、これにより割引を行った場合は、割引前の金額を宿泊料金とします。

① 宿泊料金が20,000円のところ、宿泊施設の優待券により宿泊料金が無料となった。

→ 宿泊料金の値引後0円（宿泊税は課税されません。）

② 宿泊料金が20,000円のところ、宿泊者が旅行予約サイトのポイントを20,000円分利用した。

→ 宿泊料金は、ポイント利用前の20,000円（宿泊税は課税となります）

例5 連泊割引における宿泊料金

→ 連続して宿泊することで受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行い、割引後の金額を宿泊料金とします。

→ 連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を、宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

→ 宿泊料金が無料となるような割引の方法（5連泊したら内1泊分は無料など）の場合は、無料となる日の宿泊税は課税されません。

例6 延長等があった場合における宿泊料金

→ 宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合には、当該延長料金を宿泊料金に含めません。ただし、宿泊施設がその延長料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、その料金を宿泊料金に含みます。

→ 休憩その他これに類する利用に係る契約において、時間を延長して客室を利用したことにより課税対象となった場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

例7 清掃料金を強制的に徴収している場合における宿泊料金

- 宿泊料金とは別に宿泊者から清掃料金を徴収している場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。なお、連泊のときは、その清掃料金を宿泊数で按分して一泊当たりの宿泊料金を算出します。

例8 ウィークリーマンション等の場合

- 週単位、月単位等の長期にわたるウィークリーマンション等の利用で、旅館業法による宿泊に該当する場合は、契約期間における宿泊料金を契約期間における宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

例9 税込み宿泊料金の取扱い

- 消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は、宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

例10 外貨建て取引による場合

- 外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の中値(TTM)の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。

※具体的な取扱いについては「外貨建取引に係る会計処理等」(法人税基本通達)に準じます。

例11 低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合

- 低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため宿泊税は課税されません。ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が、無料の場合に限ります。

例12 1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金

→ 1室を単位として料金が設定されているなど、1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊あたりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除して得た額を1人当たりの宿泊料金とします。

《留意点》

- ◆客室定員を超える宿泊者がある場合で、客室定員を超えることによる寝具の追加がなく、支払うべき宿泊料金の総額に変更がないときは、客室定員を超える宿泊者を宿泊総数から除外します。この場合、客室定員を超える宿泊者には宿泊税は課税されません。
- ◆エキストラベッド等の有料寝具の追加がある場合で、追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、その追加料金を宿泊料金の総額に加算します。
- ◆宿泊料金の総額に幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金が含まれる場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に取扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します。

《計算例》

1室税抜き20,000円(ツインルーム)の場合

- ① 1人で宿泊  
 $20,000円 \div 1人 = 20,000円$  宿泊税300円
- ② 2人で宿泊  
 $20,000円 \div 2人 = 10,000円$  宿泊税600円
- ③ 大人2人、子ども1人(添い寝無料、寝具追加なし)  
 $20,000円 \div 2人 = 10,000円$  宿泊税600円  
宿泊料金がかからない子ども1人は課税されません。
- ④ 3人で宿泊(エキストラベッド7,000円追加)の場合  
 $(20,000円 + 7,000円) \div 3人 = 9,000円$   
宿泊税900円
- ⑤ 大人2人、乳幼児1人で宿泊(ベビーベッド2,000円を追加)  
 $20,000円 \div 2人 = 10,000円$  宿泊税600円  
 $2,000円 \div 1人 = 2,000円$  宿泊税100円  
※乳児1人分は別に取扱います。道宿泊税は課税されますが、町宿泊税の乳児分は免除のため課税されません。

## 4 課税免除

### (1) 小学生以下の子どもの課税免除

乳幼児、幼児、児童は課税を免除します。

### (2) 修学旅行生徒の課税免除

修学旅行等の一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から宿泊税を課税を課さないこととしています。

#### ① 課税が免除となる学校行事等

修学旅行やその他学校行事等であり、学校指導要領に定める全校又は学年などを単位として行う「旅行、集団宿泊的行事」やこれに準ずるものとなります。

#### ② 課税が免除される者

下表の施設が行う修学旅行等に参加する満3歳以上の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者（※）です。

幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校
中学校	義務教育学校	高等学校
中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校
保育所	保育所型認定こども園	
家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設・認可外保育施設（地方裁量型認定こども園含む）		

※引率者とは、生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒の対応を行う看護師や保護者で、添乗員やカメラマンなどは該当しません。

●確認書類として「修学旅行等であることの証明書」の添付が必要となります。

### (3) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

※外国大使等の任務遂行による宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

なお、具体的な取扱いについては「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係わる消費税の免税の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

#### ① 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊

施設。

② 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明となる免税カードの交付を受けた者。

●手続きについて

課税免除かどうかの判定は免税カードの提示により行ってください。

納入申告書提出時に消費税免除指定店舗の指定日を確認できる書類の写しを添付してください。

【修学旅行等であることの証明書 ・ 見本】

修学旅行等であることの証明書

宿泊日	年 月 日 ～ 年 月 日 ( ) 泊
活動の概要 (該当する活動にチェックし、具体的な活動名を記載してください。)	<input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他の学校行事等 (※) 学校行事・活動名：( ) ※学費指導要領に定める全校又は学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊の行事」やこれに準ずるもの
学校等の種類 (該当するものにチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 【学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)】 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 <input type="checkbox"/> 【学校教育法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する高等課程に係るものに限る。)] 高等専修学校 <input type="checkbox"/> 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する施設】 幼保連携型認定こども園 <input type="checkbox"/> 【児童福祉法第39条第1項に規定する施設】 保育所 <input type="checkbox"/> 【児童福祉法第6条の3第9項、第10項又は第12項に規定する各保育事業を行う施設】 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設 <input type="checkbox"/> 【児童福祉法第59条の2による届出をした施設】 認可外保育施設
宿泊施設名称	
宿泊施設の所在地	
課税免除対象の宿泊人数(注1)	
備考	

注1 学校等が主催する修学旅行等の学校行事その他これに準ずるもの(以下「修学旅行等」という。)に参加する幼児、児童、生徒又は学生(以下「生徒等」という。)及び引率の方の人数を記載してください。  
引率の方とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

上記の宿泊を伴う活動は、洞爺湖町宿泊税条例第4条に規定する修学旅行等であることを証明します。

年 月 日

所在地

学校名又は施設名

学校長名又は施設長名

※本証明書は、宿泊施設に提出してください。

## 第3章 特別徴収義務者の登録・変更

### 1 特別徴収義務者の登録

宿泊施設の経営者の方は、宿泊税の特別徴収義務者として登録の届出が必要となります。なお、届出は営業許可を受けた施設ごとに行ってください。

新たに宿泊施設の営業を開始する場合は、営業を開始しようとする日の5日前までに申告を行って下さい。

施設の許可等を受けた方と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合で、実質的経営者が特別徴収義務者となる場合は、当該経営者が申告を行ってください。

※営業開始日が未定でも、旅館業営業許可、住宅宿泊事業に係る申告後、速やかに登録の申告をお願いします。

※令和8年4月1日時点（洞爺湖町宿泊税条例施行日）ですでに、住宅宿泊事業を営んでいる方についても、申告をお願いいたします。

この場合、「営業開始年月日」欄には「事業開始日」を記入して下さい。

#### ●提出書類

- ①「特別徴収義務者申告書」
  - ②「旅館業営業許可書」又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写）（※1）
- ※1 実質的経営者を特別徴収義務者に指定する場合（施設の経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合）は、提出書類①～②に加え、次の書類を添付してください。
- ③ 実質的経営者である旨の申立書
  - ④ 許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書面等（写）
  - ⑤ 宿泊施設に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写）
- ※④の契約書面で確認できる場合は不要

### 2 特別徴収義務者の登録事項の変更

宿泊税特別徴収義務者申告書の内容（代表者、施設名称、送付先）に変更があった場合は、速やかに変更の申告を行ってください。

※ただし、次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、変更の申出ではなく、従前の特別徴収義務者による営業廃止の届出と、新たな特別徴収義務者による新規の申告を行ってください。

- ・ 営業譲渡、相続、贈与
- ・ 既登録の特別徴義務者を被合併法人とする合併
- ・ 分割等による新法人への業務移管
- ・ 個人事業者が法人組織へ変更した場合
- ・ 特別徴収義務者である法人が解散し、個人事業として営業する場合
- ・ その他上記に類する事由

●提出書類

「宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書」

### 3 経営の休止・再開・廃止

宿泊施設の経営を1か月以上休止する場合は、事前に休止の届出を行って下さい。

また、経営を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。

経営を廃止したときは、廃止した日から10日以内に届出を行ってください。

なお、経営の休止、廃止の日までに徴収した宿泊税がある場合は申告納入を行う必要があります。

●提出書類

「宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書」

## 第4章 宿泊税の申告納入

### 1 申告納入

#### (1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、翌月15日までに必要事項を記入した、宿泊税申告書を洞爺湖町住民税務課へ提出し、併せてその税額を納入してください。

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金に加算される場合がありますのでご注意ください。

※納入期限が土日の場合は、翌日の平日となります。

## (2) 宿泊税の納入申告書

申告期限までに、宿泊税納入申告書に、宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊数および宿泊税額、課税対象外となる宿泊数を記入し提出してください。

### ●提出書類

「宿泊税納入申告書及び月計表」

## (3) 宿泊税納入書

納入期限までに宿泊税納入書により金融機関窓口、役場窓口で納入できます。

### ●使用書類

「宿泊税納入書」

## 2 納入義務の免除と還付

### (1) 納入義務の免除

実際に宿泊者から税を受け取っていないなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税の全部又は一部を受取ることができなくなったことについて、正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を天災、火災、盗難等避けることができない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行ったうえで、納入義務を免除します。

納入義務の免除の申請にあたっては、その理由を証明する書類が必要となります。

詳細は、洞爺湖町住民税務課にお問い合わせください。

### 【納入義務の免除となる例】

- ・ 宿泊者、旅行業者が破産、整理等の法的手続に入り、支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・ 宿泊者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行により宿泊税が受け取れなくなった場合
- ・ 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税が支払ができなくなった場合

(2) 還付

納入義務を免除した場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に町税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

(3) 申請の手続

納入義務の免除・還付を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに申請してください。

●提出書類

「宿泊税還付・納入義務免除申請書」

### 3 更正の請求

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告した場合は、更正の請求を行うことができます。

(1) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができる期間は、原則として納入期限から5年以内です。

(2) 請求の手続

更正の請求があった場合は、帳簿等の調査に基づき、更正の処理を行います。そのため、帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

●提出書類

「宿泊税更正請求書」

### 4 電子申告・電子納付

宿泊税納入申告書の提出については、e L T A X（電子申告）による申告の利用も可能です。

宿泊税電子申告の利用を希望される場合は、利用届出（新規）を実施し、利用者IDを取得する必要があります。詳細については、e L T A X（地方税ポータルシステム）のホームページをご確認ください。<https://www.eltax.lta.go.jp>

※特別徴収義務者申請、登録事項変更申請もできます。

## 第5章 適正な申告納入

### 1 納税管理人

特別徴収義務者は洞爺湖町内に住所及び事務所（以下「住所等」といいます。）を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、町内に住所等を有する者を代理人と定めて申告する必要があります。この代理人を「納税管理人」といいます。

#### (1) 納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合には、納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内に申告してください。ただし、宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がないときがありますので、洞爺湖町住民税務課へお問い合わせください。

#### (2) 納税管理人の変更等

納税管理人の変更や申告事項の異動等は、その異動が生じた日から10日以内に、その旨を申告してください。

#### ●提出書類

「宿泊税納税管理人（変更・異動）申告（申請）書

### 2 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、洞爺湖町宿泊税条例の規定により、特別徴収義務者は、帳簿の備付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

また、取引先情報の授受を電磁的方式によって行う電子取引をした場合には、その電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内で保存する必要があります。

ただし、その電磁的記録を出力した紙で保存している場合には、当該電磁的記録を保存する必要はありません。

#### (1) 帳簿とは

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用

帳簿等に代えていただいて構いません。

(例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等)

保存期間は、宿泊税納入申告書を提出した日の翌日から起算して5年間です。

## (2) 書類とは

宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税額の記載があるものをいいます。

保存期間は、宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して2年間です。

## 3 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容の確認を行うため、担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のため、ご協力をお願いいたします。

なお、帳簿等を隠蔽した場合は、宿泊税条例の規定により1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

## 4 更正・決定

更正とは、申告した宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは、申告納入すべき税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、宿泊税更正・決定通知書により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

## 5 加算金

宿泊税の申告が適正にされなかった場合には、次の加算金が課されます。

### (1) 過少申告加算金

納入申告書の納入期限までに申告があった場合で、その申告が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき

更正による不足税額の10%

※不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%加算されます。

### (2) 不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき 申告税額の15%

② 納入申告書の提出がないために決定があったとき 決定税額の15%

③ ①、②の後において、更正があったとき 更正による不足税額の15%

④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき 申告税額の5%

※①～③の場合で納付すべき税額のうち、50万円を超える部分について、さらに5%が加算されます。

※④の場合において、その期限後申告書が、本来の期限から1か月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

### (3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき

①過少申告加算金に関するもの 過少申告加算金10%に代えて35%

②不申告加算金に関するもの 不申告加算金15%に代えて40%

※短期間に繰返して不申又は仮装・隠蔽に基づく申告書の提出等を行った場合、加算金の割合に10%加算されます。

## 6 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

《延滞金の計算方法》

- 納期限の翌日から1か月を経過するまで  
税額に7.3%の割合を乗じて計算した額  
ただし、特別基準割合(※)が年7.3%を下回る場合は、その年内は特別基準割合+1%となります。

※ 特別基準割合とは、「各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合です。

- 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の割合  
税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額  
ただし、特別基準割合が7.3%を下回る場合は、その年内は特別基準割合+7.3%となります。

※ただし、延滞金の計算については、次のとおり端数処理を行います。

・延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その税額の金額が2,000円未満であるときは延滞金がかかりません。

・算出された延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。

## 7 罰則等滞納処分

宿泊税に関する罰則等や滞納処分については、宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。宿泊税の申告でお困りの点がありましたら、お早目に住民税務課までご連絡ください。

※罰則の対象となる行為

- ・検査拒否
- ・納税管理人による虚偽の申告
- ・不申告
- ・帳簿の記載義務違反
- ・虚偽の申告
- ・脱税

## 8 不服申立て

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して文書により審査請求をすることができます。

### (1) 審査請求の対象となる処分

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の指定、解除
- 納入義務免除（還付）の決定

### (2) 手続

所定の事項を記載した審査請求書を、洞爺湖町長あてで住民税務課へ提出してください。

## 第6章 その他

### 1 領収書への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。  
税の名称は、洞爺湖町で定めた表記に統一してください。

- ◎ 日本語表記「宿泊税」
- ◎ 英語表記「Accommodation Tax」

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。

#### ◆合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇号室人数1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	10,000 円
	消費税	1,000 円
	入湯税	100 円
	宿泊税	200 円
	合計	11,300 円

〇年〇月〇日  
洞爺湖町栄町58  
〇〇ホテル

印紙	受領印
----	-----

#### ◆宿泊税額を別に計上する場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇号室人数1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	10,000 円
	消費税	1,000 円
	入湯税	100 円
	合計	11,100 円

上記のほか、宿泊税額 200 円を領収しました。

〇年〇月〇日  
洞爺湖町栄町58  
〇〇ホテル

印紙	受領印
----	-----

◆宿泊料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇号室人数1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	11,300 円
	合計	11,300 円
上記金額には、宿泊税額 200 円が含まれております。		
〇年〇月〇日		
洞爺湖町栄町 5 8		
〇〇ホテル		
印 紙	受領印	

## 2 宿泊税特別徴収義務者交付金

### (1) 交付の目的

宿泊税特別徴収義務者交付金は、宿泊税の特別徴収義務者に対し、特別徴収に係る事務負担を報償し、併せて、納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的としています。

### (2) 交付対象期間及び交付時期

宿泊税における、当該交付金の対象期間は4月申告分から翌年3月までに申告納入した分（前年度の4月～2月宿泊分）とし、その交付時期は翌年度になります。

※令和8年度分は5月申告分～3月申告分（4月～2月宿泊分）を令和9年度で交付いたします。

### (3) 交付額

納期限までに申告納入された額に100分の2.5（令和13年度まで100分の3.5）を乗じて得た額。

なお、交付金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて交付します。

#### ■口座振替のお手続きのお願い

特別徴収義務者交付金のお受け取りに際しては、便利な口座振替の方法をお勧めしております。

※申告及び届出に必要な様式は、洞爺湖町ホームページからもダウンロードできますのでご利用下さい。

#### 【宿泊税徴収事務に関するお問い合わせ先】

〒049-5692

北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地

洞爺湖町役場総務部

住民税務課 宿泊税担当

TEL 0142-74-3003（直通）

Email: [kazei@town.toyako.hokkaido.jp](mailto:kazei@town.toyako.hokkaido.jp)

